

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 曙会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県広島市中区舟入町3番13号

(3) 設立認可年月日 昭和55年4月22日

(4) 設立登記年月日 昭和55年4月23日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人社団 曙会・シムラ 病院	3410211183	広島県広島市中区舟入町3 番13号	一般病床 117床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
4. 医療機関コードは、「都道府県番号(2桁)」+「点数表番号(1桁)」+「医療機関コード(7桁)」の10桁の番号を記載してください。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
企業主導型保育事業	広島県広島市中区舟入町3番9号	名称 シムラ病院シム っこ保育所

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月26日	令和4年度決算の決定
令和5年5月26日	剰余金処理の決定
令和6年3月29日	令和6年度の借入金額の最高限度額の決定・翌年度事業計画及び 予算の承認

様式 2

法人名 医療法人社団 曙会

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

所在地 広島市中区舟入町3番13号

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	2,310,059 千円
2. 負 債 額	717,678 千円
3. 純 資 産 額	1,592,381 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,204,538
B 固 定 資 産	1,105,521
C 資 産 合 計 (A + B)	2,310,059
D 負 債 合 計	717,678
E 純 資 産 (C - D)	1,592,381

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人社団 曙会

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

所在地 広島市中区舟入町3番13号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	・ 1,204,538	I 流 動 負 債	・ 304,358
現金及び預金	643,834	買掛金	147,193
保険未収入金	504,640	短期借入金	70,000
薬品	5,845	未払金	10,129
診療材料	8,112	未払費用	36,911
給食材料	60	預り金	25,280
医療消耗品	10	仮受金	216
消耗備品	17	未払消費税等	2,253
その他の流動資産	42,020	法人税等充当金	12,376
II 固 定 資 産	・ 1,105,521		
1 有 形 固 定 資 産	・ 904,078		
建物	646,481	II 固 定 負 債	・ 413,320
建物付属設備	103,150	長期借入金	413,320
医療機械	109,516		
車輦運搬具	2,156		
器具備品	18,656		
一括償却資産	2,459		
建設仮勘定	21,660		
2 無 形 固 定 資 産	・ 4,026		
電話加入権	1,051	負債合計	: 717,678
ソフトウェア	2,975	純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	・ 197,417	I 出資金	29,900
出資金	10,890	II 積立金	・ 1,562,481
差入保証金	100	設備積立金	383,000
敷金	8,206	繰越利益積立金	1,179,481
生命保険積立金	58,079		
長期貸付金	100,000		
預託金	126		
その他の固定資産	20,016	純資産合計	・ 1,592,381
資産合計	: 2,310,059	負債・純資産合計	・ 2,310,059

(注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 曙会

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

所在地 広島市中区舟入町3番13号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日, 至 令和 6年 3月 31日).

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	2,934,627	
2 事業費用	2,887,867	
本来業務事業利益		46,760
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	27,026	
2 事業費用	19,750	
附帯業務事業利益		7,276
事業利益		54,036
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	46,921	46,923
III 事業外費用		
支払利息	748	
その他の事業外費用	4,211	4,959
経常利益		96,000
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	27,519	27,519
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	22	22
税引前当期純利益		123,497
法人税・住民税及び事業税	27,982	
法人税等調整額	0	27,982
当期純利益		95,515

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 曙会

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

所在地 広島市中区舟入町3番13号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人			1,985,220	医療事務受託業務 賃貸収入	医療事務受託 賃貸料	医療事務受託 駐車場賃貸 地代家賃	135,905 4,336	買掛金 未払費用	12,579 434
				賃貸収入	地代家賃		46,248	前払費用	4,135
役員の近親者が代表 者である法人			313,641	事務受託業務 医療材料卸	事務受託 医療材料仕入 賃借料	事務受託 医療材料購入 駐車場賃貸 地代家賃	5,400 417,342 1,877	買掛金 買掛金 未払費用	74,829 184
				賃貸収入	地代家賃		4,920	前払費用	441

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. が代表取締役である法人。

(注) 2. 支払条件は翌月末振込としている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				賃借料の支払い (注) 1	9,408	前払費用	802
当法人社員				賃借料の支払い (注) 1	25,860	前払費用	2,155

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 曙会

理 事 長 池 尻 佑 美 殿

私は、医療法人曙会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 6年 5月21日

医療法人 曙会

監 事